

足利法人会 だより

No.165

令和5年4月1日発行

 公益社団法人 足利法人会

論語抄

子曰、歳寒、
然後知松柏之後彫也。

しいわく、「としさむくして、
しかるのちにしょうはくのしぼむに
おくるるをしるなり。」と。

通釈

孔先生が言った。「その年が寒い時節になると、落葉樹の中にまじる松柏の存在が、はっきりとわかるものだ。」(春や夏の間は、すべて木が葉をつけているから、その中にまじる松柏の存在はわからない。人間もそれと同じで、普段は、すべての人間がいりまじっているが、何かパニックが起きたとき、はじめて、ほんとうの人間性があらわれるものなのだ。)

※「松柏」とは、常緑樹の総称で、永く栄えることのたとえ。

(子罕第九 ㉞) 史跡 足利学校「論語抄」より

〈足利の文化財(彫刻)シリーズ〉



五百羅漢像

足利税務署からのお知らせ



事務負担軽減?
補助金も?

インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

免税事業者から課税事業者になる方へ

- 納税額が売上税額の2割に軽減?
- インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?
- 登録申請、4月以降でも大丈夫?

既に課税事業者の方も

- 会計ソフトに補助金?
- 少額取引はインボイス不要って?
- 少額な値引き・返品は対応不要?

小規模事業者向け 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、**売上税額の2割を納税額とする**ことができます!

- 対象になる方 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和8年9月30日を含む課税期間 ※個人事業者は、令和5年10~12月の申告から令和8年分の申告まで対象



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる **売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけ**で、**簡単に申告書が作成**できるようになります! また、**事前の届出も不要**で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

小規模事業者向け インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、**免税事業者がインボイス発行事業者に登録**した場合、**補助上限額が一律50万円加算**されます!

- 対象 小規模事業者
- 補助上限 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内
▶ **100~250万円**
(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)
- 補助対象 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等

中小事業者向け 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入型)について、**安価な会計ソフトも対象**となるよう、**補助下限額が撤廃**されました!

- 対象 中小企業・小規模事業者等
- 補助額 ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※**下限額を撤廃**
PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内)
レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)
- 補助対象 ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等

すべての方が対象 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、**返還インボイスを交付する必要がなくなります!**振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

- 対象になる方 すべての方の方
- 対象となる期間 適用期限はありません。

中小事業者向け 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、**インボイスの保存がなくても**帳簿の保存のみで**仕入税額控除**ができるようになります!

- 対象になる方 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下または1年前の上半年(個人は1~6月)の課税売上が5千万円以下の方
- 対象となる期間 令和5年10月1日~令和11年9月30日

すべての方が対象 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です! 4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで



■ その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

0120-205-553 フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

確定申告ステッカー広報およびデジタルサイネージによるPR

足利税務署では、新型コロナウイルス感染症などの感染拡大防止及び納税者利便の向上の観点から、関係民間団体と連携して国税申告手続及び国税納付手続のオンライン化の推進に取組んでいます。

確定申告期に当たり、両毛ヤクルト販売株式会社には、ヤクルトレイの販売用バイク約400台に、また足利市清掃事業株式会社及び株式会社横田商事ほか1社には、廃棄物収集車両約50台に「スマホ×確定申告」の広報ステッカー

を貼付していただき、走る広告塔として足利市内等を限なく巡回し、スマホ申告の利用拡大を呼びかけました。

さらに、足利小山信用金庫には、本店及び支店の各店舗内に設置されているデジタルサイネージにおいて、国税庁作成のテレビCM「スマホとマイナンバーカードでe・Tax(30秒)」及び国税局作成CM「さあ、自宅でe・Tax。スマホ申告をやってみよう(30秒)」を毎日放映していただき、e・Taxの利用推進を呼びかけました。

税務署長講演会および新年合同賀詞交歓会の開催

コロナ感染症第8波も減少傾向の中、去る1月11日(水)に税務署長講演会および新年合同賀詞交歓会をニューミヤコホテルで開催しました。

佐藤足利税務署長により「適正・公正な税務行政の推進」納税者サービスの充実」についてご講演をいただきました。

その後、3年ぶりの開催となります新年合同賀詞交歓会では、75名の方々が出席され、はじめに板橋会長の新年のあいさつ、佐藤足利税務署長、早川足利市長、相馬足利商工会議所会頭からご挨拶をいただいたあと、来賓の方々の紹介がされました。和やかな雰囲気の中、あちこちから談笑が聞こえ1時間半の開催時間もあっという間に過ぎてしまいました。

令和4年度 第3回理事会の開催

去る3月8日(水)あしかがフラワーパークプラザにて、37名の理事・監事の方々のご出席をいただき、令和4年度第3回理事会(兼常任理事会)を開催いたしました。

審議概要は、報告事項として、①令和4年度下半期の事業執行状況および会計検査結果について、②会員増強運動の結果について(2月末)、③足利法人会の消費税インボイス登録について報告し、いずれも報告のとおり了承されました。

協議事項としては、①令和5年度第12回通常総会開催について、②令和5年事業計画及び収支予算について、③足利法人会規則・規定の一部改定について、④令和5年度役員を選任に伴う意向調査結果についてご協議いただき、いずれも全会一致で承認されました。4月から新年度がスタートいたしますので、事業の推進に当たりまして、役員及び会員の皆様の益々のご支援、ご協力をお願い申し上げます。



両毛ヤクルト販売株式会社
ステッカーを貼る
相馬社長と佐藤署長



足利市清掃事業株式会社
佐藤署長からステッカーを受取る今泉社長



株式会社横田商事
ステッカーを貼る
横田社長と佐藤署長



足利小山信用金庫
確定申告をPRする
富田理事長と佐藤署長



挨拶する板橋会長



講演する佐藤署長



局連第3回女性部会 合同セミナー(水戸市)開催

関東信越法人会連絡協議会 女性部会連絡協議会では、昨年度コロナにより延期された局連第3回女性部会合同セミナーを3月17日(金)水戸プラザホテルで開催いたしました。

講師に南極シェフの渡賀淳子氏を迎え「元女性南極料理隊員が教える！個人で始めるフードロスへの取り組み」と題し、約280名が聴講いたしました。

足利法人会からは鈴木女性部会長と帆足副部会長が参加いたしました。

1年4か月、たとえどんなことがあっても帰ることのできない、30人との仕事と生活を体験し、帰国後に講演活動をはじめ、テレビにも出演しています。

日本では経験することができない興味深いお話や、足利法人会女性部会でも今年から始めたフードロスへの取り組みについて聞くことができました。



鈴木部会長と帆足副部会長

食品を「フードバンク あしかが」へ寄付しました

全法連女性部会連絡協議会では、令和元年度より「食品ロス」問題への取り組みが進められており、足利法人会女性部会でも今年度より、食品ロス問題に取り組むことといたしました。1月13日(金)に女性部会員を中心に多くの会員の皆様から、ご家庭にある使用予定のない食品等を法人会事務所にご提供いただき、1月26日(木)鈴木女性部会長、帆足副部会長から、フードバンクあしかがの高沢代表及び岩崎さんへ寄付いたしました。



左から鈴木部会長、帆足副部会長、岩崎さん、高沢さん

フードバンクあしかがからの感謝状

令和5年度「協会けんぽ」の保険料率及び保険事業のお知らせ

1. 健康保険料率の引き上げ

中小企業等で働く方やその家族が加入している健康保険「協会けんぽ栃木支部」の令和5年度の健康保険料率は現在の9.90%から**9.96%へ引き上げ**となります。また、介護保険料率は現在の1.64%から**1.82%へ引き上げ**となります。**変更時期は、どちらも令和5年4月納付分から**となります。

	現行	令和5年5月納付分～
健康保険料率	9.90%	9.96% (+0.06%)
介護保険料率*	1.64%	1.82% (+0.18%)

*40歳から64歳の方は、介護保険料率が加わります。

●詳しい内容は協会けんぽホームページにてご確認ください。

協会けんぽ 保険料率 令和5年度 [検索](#)

2. 生活習慣病予防の健診料の引き下げ

令和5年4月から協会けんぽの35歳～74歳の被保険者(ご本人)様を対象とした生活習慣病予防健診(一般健診)が約2,000円お得に受診できるようになります(これまでの最高7,169円から最高5,282円へ引き下げ)。また、付加健診についても、同様に約2,000円お得に受診できるようになります。

	令和5年3月 受診分まで	令和5年4月 受診分から
生活習慣病予防健診 (一般健診)	最高7,169円	最高 5,282円
付加健診*	最高4,802円	最高 2,689円

*40・50歳で一般健診を受診する方が対象です。

●詳しい内容は協会けんぽホームページにてご確認ください。

協会けんぽ 更なる保健事業の充実について [検索](#)

お問い合わせ

協会けんぽ栃木支部 TEL028-616-1695

座位時間

一般社団法人

Lumedia



突然ですが、「自分が1日に何時間座っているか」について考えたことがありますか？今回は「座っていることの健康への影響」について学んでいきましょう。

「座位行動」とは

静かに座っている状態を、医学的には「座位行動」といいます。詳しく説明すると、その正式な定義は「日中に座ったり横になったりしてエネルギー消費量が1.5 Mets(メッツ)を下回っている状態」です(参考文献①、②)。普通にデスクワークや読書、会話などを行っている状態は1.5 Mets以下なので、これらの時間を「座位行動」としてカウントします。

参考までに、座っている状態でも、芝刈り機を操作したり、ストレッチをしたりしているときのエネルギー消費量は2.5 Mets程度なので「座位行動」には該当しません(参考文献③)。

とにかく「座りすぎ」には気を付けよう

座っている時間の長さによる健康への悪影響が初めて注目されたのは、今から約70年も前である1953年の研究にまでさかのぼります。当時のロンドンの交通局や郵便局で働く方々を対象に心臓や血

管の病気の頻度を調べたところ、バスの車掌は運転手よりも心臓や血管に関する病気が少ないことがわかりました。この事実から「仕事中に座っている時間が長い職業だと健康に悪いのではないか」と推察され、その後さまざまな研究が行われました(参考文献④)。

そして現在では、大人が長時間座っていると、心臓や血管の病気だけでなく、がんや2型糖尿病のリスクを高めることがわかっています。さらに、死亡率も上昇してしまうのです(参考文献⑤)。また、「座り過ぎによる健康への悪影響」は「運動による健康への良い影響」で打ち消しきれないこともわかっています。つまり、ジムに通うなどして積極的に運動を頑張っている人でも、やはり座り過ぎには気を付けられないのです(参考文献⑥)。

それではどうしたらいいんだ！という話ですが、結局、座りっぱなしの時間をとにかく減らすことが大切です。座る時間を、どのような身体活動(強くても弱くても)に置き換えても健康効果が得られます(参考文献⑦)。

あなたの健康をこれからも守るために

この記事を読んで、例えばお仕事中に何時間も座っていることに気付いたら意識し

て立ち上がりストレッチをするなど、小さなことからチャレンジしてみてください。健康を手に入れるために頑張りましょう！

■まとめ

- ・長時間座っていることは、実は健康に悪いとご存じでしたか？
- ・テレビ視聴やスマホを触るなどして座っている時間を減らすのが健康への近道です。
- ・仕事中も定期的に立ち上がるなどの工夫をしてみてくださいね。

※本記事について、開示すべき利益相反はありません。

【参考文献】

- ①:Mark S Tremblay et al. Int J Behav Nutr Phys Act.2017 Jun 10;14(1):75.
- ②:厚生労働省「座位行動」
- ③:国立健康・栄養研究所「改訂版『身体活動のメッツ(METS)表』」
- ④:J N Morris et al. 1953 Nov 28;262(6796):1111-20; concl.
- ⑤:WHO身体活動・座位行動ガイドライン(要約)
- ⑥:GOV.UK 2019. UK Chief Medical Officers' Physical Activity Guidelines.

■筆者紹介

一般社団法人 Lumedia

誰にとってもわかりやすい「正しい医療情報」を届けたいという思いで設立。医師主導で「科学的根拠のある医療情報」を届けるニュースサイト「Lumedia(ルメディア)」を運営している。

7つの間違い探し

『春興鏡獅子』

右の絵と左の絵には相違点が
7ヶ所あります。
見つけられますか？
(答えは7ページにあります)



「ふりかえって」



公益社団法人足利法人会
副会長兼組織委員長

星野 唯夫

〔星野軽金属㈱ 会長〕

少子高齢化が進み、欧米などを参考に日本の税制も変わるうとしていきます。奨学金を返せないから結婚をためらうとか、結婚しても養う余裕がないから子供を持たないなど深刻な状況を耳にするたびに税のあり方の重要性を益々感じています。また、電子申告、マイナンバーの普及率、税の滞納(特に消費税など)問題も山積しています。長引く感染症、戦争、地球温暖化と未来は決して明るくはありませんが、次の世代、足利市の将来が伸びゆくものである事を願ってやみません。私自身、後期高齢者の仲間入りを目前にひかえ、以前抱いていた「老後」のイメージ「日向ぼっこ」「じい・じい」は後回しになりつつあります。となると今後は老いとの闘い、老いとの競争となります。体力気力の続く限り豊かな終活に励み続けたい想いが募っている事に我ながら驚いています。

この度長い間お世話になった法人会役員を退任させていただくことになりました。ご指導頂いた沢山の方々には感謝の念で一杯です。ずいぶん以前になりますが、税についてより詳しく知ってもらおう「面白税ミナール」活動や、法人会会員になって頂くための会社訪問など、私自身にとって学びの場でもありました。誠にありがとうございました。

宜しくお申し込み 新規会員のご紹介

令和4年12月1日～令和5年2月28日

新規加入法人	業種	代表者	住所
(株)リタス	不動産業	椎名 篤史	足利市通4-3487-1
(株)タイヤショップツルマキ	タイヤ・ホイール販売	鶴巻 孝造	足利市助戸新山町1074-1
(株)ステップクラージュ	障害福祉・就労継続支援A型	長竹 紋子	足利市小俣町2217-5
(株)三和建設	建設業	田部田 恭成	足利市葉鹿町1-28-18
(同)ぼん	飲食業	松島 尚弥	足利市朝倉町263-4
(有)平山	洋紙・板紙・梱包資材の販売業	平山 敬	足利市藤本町725-1
ハウススタジオ(株)	不動産業	小林 友和	足利市福居町867
(株)東伸SPORT	スポーツ用品製造・販売業	山崎 伸明	佐野市浅沼町282-16
(株)アグリサポート	稲わら・麦わらの卸売業	瀬谷 利政	足利市五十部町1050
(株)小倉解体工業	解体工事業	小倉 貴雄	足利市稲岡町482
(株)吉ねこ佑友	各種代行サービス業	佐藤 賢一	足利市小俣町1684-6
(有)権田組	土木工事業	権田 正巳	足利市大前町805-1
(同)サードウェイ	太陽光発電事業	丸島 大輝	足利市山下町1373-24
(同)ランド	不動産、太陽光売電	金子 勇太	桐生市浜松町1-5-31
グリーン(株)	大月建設㈱の管理会社	大月 みどり	足利市県町1269
(有)マインズプランニング	金融業	石井 修一	足利市堀込町3005
(有)イマイ薬品	医薬品卸売業	今井 晃	足利市借宿町413
(株)鶴田ファーム	畜産農業	鶴田 一弘	足利市羽刈町956-1
(株)忍	飲食店	堀江 忍	足利市下渋垂町1369
(株)KOBAYASHI	設備工事業	小林 賢之	足利市南大町239
大日梱包(株)	運送業	清水 美智子	太田市東新町386-8

新会員募集のお知らせ

足利法人会では、新会員を募集しています。会員の皆様のお知り合いの方をご紹介ください。

法人会は、健全な納税者の団体、良き経営者を目指す者の団体です。

1 税に関する
研修会などの開催

2 講演会・
セミナーなどの開催

3 税に関する
情報などの発信

4 法人会独自の
福利厚生制度

5 社会貢献活動等

6 会員相互の交流、
その他の事業

お問い合わせ

会員募集のお問い合わせ、又は、お申込みについては、
当会事務所までお願いいたします。

TEL 43-2866

FAX 43-2867

公益社団法人 足利法人会 第12回通常総会の開催

【日 時】 令和5年 6月15日(木) 午後4時～

【会 場】 ニューミヤコホテル 3F

(総会後の懇親会を予定しています。)

会員の皆様の参加をお待ちしています。

※5月中に会員の皆様に、ご案内状を送付いたします。

出欠のご回報と、欠席される場合は
委任状の提出をお願いいたします。

会員の皆様へ

法人会だよりに

広告を出してみませんか？

会社のPRや商品紹介にどうぞ！

年間4回発行している「足利法人会だより」に折込広告を募集いたします。皆様が作成した広告(A4かA3に限る)を法人会だよりの封書に同封いたします。

同封手数料及び郵送料の一部負担としてA4で2万円の負担金をいただきます。

詳しくは、法人会事務局へお問い合わせください。

インターネットセミナーのご案内

足利法人会の会員企業の皆様ならどなたでも無料で500タイトル以上のインターネットセミナーを受講いただけます。

視聴は簡単！

足利法人会ホームページ左下の「インターネットセミナー」のバナーをクリックしてください。

会員専用IDとパスワード

会員ID: **0713**

パスワード: **2866**



お問い合わせ

※会社名、代表者、所在地、資本金等の変更がありましたら、法人会事務局にご連絡ください。

TEL 0284-43-2866 FAX 0284-43-2867

令和5年度 主な行事予定

令和5年

- 4月13日(木) 法人会全国女性フォーラム【静岡大会】
- 5月10日(水) 決算期別法人税等説明会
- 17日(水) 第1回理事会
- 24日(水) 消費税インボイス説明会
- 6月15日(木) 法人会第12回通常総会
- 22日(木) 県法連第11回通常総会
- 5月・6月 租税教室講師派遣
- 8月23日(水) 決算期別法人税等説明会
- 下旬 優良映画鑑賞会
- 9月上旬 県法連会員研修会
- 20日(水) 消費税インボイス説明会
- 10月11日(水) 改正税法説明会
- 18日(水) 法人会全国大会【群馬大会】
- 中旬 第2回理事会
- 11月上旬 織姫神社清掃奉仕
- 中旬 納税表彰式
- 7日(火) 女性部会創立40周年事業
- 10日(金) 全国青年の集い【山形大会】
- 15日(水) 決算期別法人税等説明会
- 17日(金) 年末調整説明会
- 下旬 一般公開講演会
- 下旬 税制改正提言書提出
- 12月7日(木) 新設法人説明会
- 13日(水) e-Tax利用促進研修会

令和6年

- 1月上旬 新年合同賀詞交歓会及び新春講演会
- 2月14日(水) 決算期別法人税等説明会
- 3月上旬 第3回理事会

※広報紙「法人会だより」を年4回(4月8月11月1月)発行予定。
※日程は都合により変更になる場合があります。詳細は事務局へお尋ねください。

■発行所／公益社団法人 足利法人会 〒326-0801 栃木県足利市有楽町835番地(商工会議所北事務所内)
TEL 0284-43-2866 FAX 0284-43-2867

■http://www.acs-net.jp/~ashihou/ ■asihou@watv.ne.jp

■発行人／会長 板橋 信行 ■広報委員長／尾花 正一 ■印刷デザイン／足利印刷(株)

●●●会社名、代表者、所在地、資本金等の変更がありましたら、法人会事務局にご連絡ください。●●●



本製品は、①適切に管理されたFSC®認証林およびその他の管理された供給源からの原材料で作られた紙を用いて「森林資源保全」に配慮して、②GP認定工場で印刷し、発行しています。